

会報

Monthly
Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

4
2023

No. 582

出前講座・現場見学会

[令和4年10月27日(木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 1年生 40人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798

目次 CONTENTS

● 令和5年4月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和4年度 第11回常務理事会を開催	3
2. 令和4年度 第8回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	7
4. 令和5年度 テレビCM放送のご案内	8
● 雇用改善コーナー	
1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	9
2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期について	10
● 建退共	
1. 建退共業務についてお願い（再周知）	12
2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて	12
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	12
● 技士会	
1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	13
2. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	13
3. 令和5年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内	14
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	15
● 建災防	
1. 令和4年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）	17
2. お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ（厚生労働省からのお知らせ）	18
● 火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	20
2. 受験養成講習会の開催について（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）	20
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
3. 電子保証のご案内	23
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	24
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

令和5年4月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 8日まで）	
8	土			
9	日			
10	月	技士会監査		
11	火	政治連盟監査 建設会館監査	建災防監査 建退共監査 足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 12日まで）	火薬監査
12	水	県協会監査		組合監査
13	木			
14	金		不整地運搬車運転技能講習（清武 15日まで）	
15	土			
16	日			
17	月	県協会 常務理事会・県との意見交換会 技士会 理事会	建災防理事会	
18	火		職長・安全衛生責任者教育（延岡 19日まで）	
19	水	県協会 新入社員研修（21日まで）		
20	木		建退共支部事務担当者会議（東京）	
21	金		高所作業車運転技能講習（延岡 22日まで）	
22	土	九州地方整備局 統一現場閉所日	九州地方整備局 統一現場閉所日	九州地方整備局 統一現場閉所日
23	日			
24	月			
25	火	九建 会長会議、専務理事・事務局長会議	足場の組立て等作業主任者技能講習（延岡 26日まで）	
26	水			
27	木	技士会 監理技術者講習		
28	金			
29	土	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	日			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

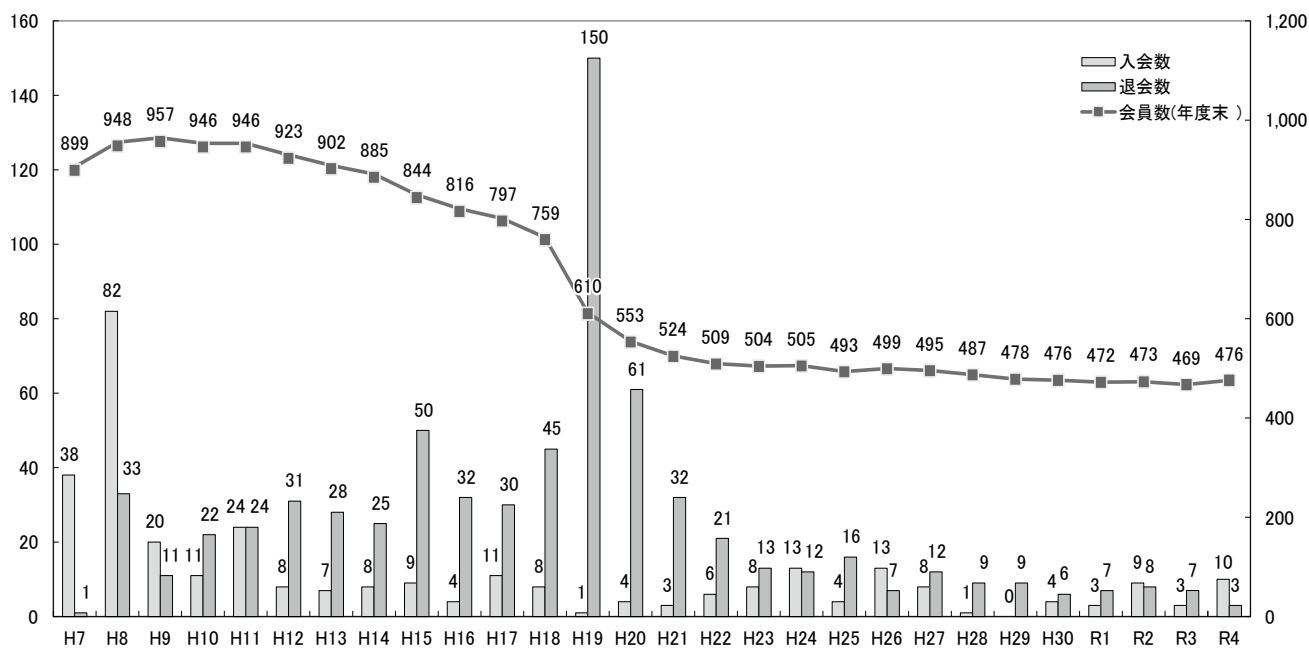
項 目	所 管	形 式
2023.3.27付 宮崎県県土整備部 建設産業魅力発信サイト「ビルミヤ (Build Miyazaki)」の開設について	宮 崎 県	html
2023.3.13付 地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践（令和5年3月13日改訂版）	全 建 設 業 協 会	html
2023.3.10付 宮崎県 令和5年3月13日以降のマスク着用の取扱いについて	宮 崎 県	html
2023.3.7付 【宮崎県】農業土木分野 広報・啓発動画 Ver 2	宮 崎 県 農 政 水 産 部	html
2023.2.14付 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について	国 土 交 通 省	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	谷 川 開 発 (株)	代 表 者	谷川真喜雄	堀 雄吉

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	476

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R4は3.30現在

宮崎県建設業協会

2. 令和4年度 第11回常務理事会を開催

令和5年3月17日（金）14時10分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「本日は、今年度最後の常務理事会となる。また、県においては現在、人事異動の発表が行われており、退職される方や異動される方もいるため、懇談会を予定している。

本会終了後の意見交換会では、県からの情報提供が10項目予定されており、通常より質問できる時間は限られていると思うが、よろしくお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

榎村事務局長が資料1に基づき、串間市の(有)畑山商事について報告し、承認された。

議題2 県との意見交換会について

大谷課長が資料2に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告した。

議題3 令和5年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料3に基づき、令和5年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。



第11回常務理事会

議題4 理事会上程議案（総務委員会開催結果報告）について

榎村事務局長が資料4に基づき、3月7日に開催された予算審議等総務委員会の開催結果について報告した。

議題5 その他

(1) 令和5年県政に関する要請について

榎村事務局長が参考1に基づき、県政に関する要望への回答があったことを報告した。

(2) 農業土木委員会開催結果報告について

早瀬課長が参考2に基づき、2月14日に開催された第3回農業土木委員会及び県との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、不調不落の状況、盛土規制法、鳥インフルエンザの埋却地の確保について など。

(3) 九州建設業協会労務対策委員会開催結果について

早瀬課長が参考3に基づき、2月15日に開催された九州建設業協会の労務対策委員会の開催結果について報告した。主な議題は、人材確保・育成、建設現場の熱中症対策、時間外労働の上限規制について など。

(4) 九州建設業協会土木委員会開催結果について

早瀬課長が参考4に基づき、2月20日に開催された九州建設業協会の土木委員会及び九州地方整備局との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、時間外労働の上限規制、設計段階での三者会議、共通仮設費の適切な運用について など。

(5) 九州建設業協会建築委員会開催結果について

大谷課長が参考5に基づき、2月21日に開催された九州建設業協会の建築委員会及び九州地方整備局との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、建築物の省エネに関する取組、週休二日に取り組める工期の設定、CCUSの運用状況についてなど。

宮建協

(6)「志帥会と同志の集い」開催について

樫村事務局長が参考6に基づき、4月26日に開催予定の「志帥会と同志の集い」への対応について報告し、承認された。

(7) その他

・長友会長が、都城市建設業協会が令和5年3月末で解散し、都城地区建設業協会と一体化することを報告した。

・大谷課長が、建設会館の2階フロアの貸室料改定並びに組合家賃の次年度からの取扱いについて提案し、承認された。

議題6

3月以降の協会行事等について

樫村事務局長が参考7に基づき、6月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和4年度 第8回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和5年3月17日(金)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。
出席者については次のとおり。

◇宮崎県県土整備部

原口次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：井上課長、深谷課長補佐、
上猶主幹、本田主査、
福島・大野主任主事
技術企画課：中原課長、和田課長補佐、
丸目・榎本主幹

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：斉藤課長、
児玉工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・河野(与)・黒木副会長、
河野(直)・長友・池田・木村(尚)・
木村(健)・工藤常務理事、
有嶋串間会長
事 務 局：石井専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

年度末の忙しい中、意見交換会に出席いただき感謝申し上げます。また、本年度もほとんど毎月、意見交換会を開催できたことにお礼申し上げます。

本日は、県の人事異動も発表されており、出席され

ている方の中にもご転勤される方もいるようですが、今後も新しい場所でご活躍をお祈り申し上げます。

さて、県議会では来年度の当初予算が成立したが、災害に強い県土造りを目的に台風14号の災害復旧と国土強靱化対策など、本年度の補正予算と合わせると相当の件数、金額になると予想している。本会としても、予算の執行が円滑にできるように、不調不落対策に協力したい。また、状況に応じて、各地区協会や担当の土木事務所との意見交換会が開催できれば速やかに執行できると思うので、よろしく願いたい。

受発注者双方が良い方向に向かえるように、来年度も意見交換会の継続をよろしく願います。

【原口次長挨拶】

既に案内の通りではあるが、25日には東九州自動車道清武南～日南北郷間の開通が予定されており、平成10年度に事業化されてから、ようやく開通を迎えることができる。これで、日南市から北九州市までが一本の高速道路で繋がることになり、時間短縮や災害対応の連携強化などの効果が期待できる。本件については、皆様方も関わってきていると思うが、改めて感謝申し上げます。

先月の10日に台風14号に関する全ての災害査定が完了したが、現状でも13箇所では通行止めが解除されておらず、まだまだこれからである。それに加えて国土強靱化の補正、来年度の当初予算など、次々に発注が予定されている。我々も復旧・復興J Vの活用など、適切・円滑な執行を行っていくので、協力をお願いしたい。

今回が本年度最後の意見交換会となるが、ここでの意見や要望が様々な改定にも繋がっており、有意義な意見交換ができたと思っている。4月から新しい年度となり、私も立場は変わるが、今後とも協会と県で連携をして建設産業の発展に尽力したいと思っている。

よろしくお願ひしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

建設産業魅力発信サイト「ビルミヤ (Build Miyazaki)」開設について

- 建設産業魅力発信サイト「ビルミヤ」を令和5年3月27日より公開する。今後もコンテンツ充実強化、サイトの広報・PRを継続して行う予定である。
(ホームページURL: <https://build-miyazaki.jp>)

工事請負契約約款等の改正について

- 「公共工事標準請負契約約款」が改正されたことから、「宮崎県工事請負契約約款」及び「土木設計業務等委託契約書」を改正する。主な改正は、保証証書等の電子化、災害復旧工事等に係る不可抗力による損害の負担の見直し、暴力団排除要件の拡大 など。

建設業法施行細則の一部改正について

- 建設業の働き方改革を踏まえた手続きの簡略化等を推進するため、技術関係職員名簿の廃止及び認可申請手続きの明確化を行う。

《技術企画課》

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等について

- 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について、11年連続で多くの職種で労務単価が上昇した。新単価の運用に係る特例措置・インフレスライドに該当する工事については、監督員に相談をしていただきたい。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

- 設計労務費単価の上昇に合わせて、新労務単価を踏まえた請負代金の変更や技能労働者への適切な賃金の支払い、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図るよう要請する。

週休2日工事の取組について

- 令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえ、発注者指定型の適用を拡大し、週休2日工事のより一層の推進を図る。令和5年度から発注者指定型の適用を拡大し、土木一式、舗装、法面工事を対象とする。

復旧・復興JVの登録状況等について

- 令和5年2月1日より開始した復旧・復興JVの登

録状況としては、12JV(16社)が登録している。現在は、日向土木事務所管内及び西臼杵支庁管内を指定していたが、西都土木事務所管内も追加する予定である。

法面工事の技能者等の確保について

- 近年、法面工事において、施工班を持つ企業が偏在しており、その数も少なく、工事発注が集中した場合、施工班不足による入札不調が発生する傾向にある。災害復旧工事等に支障をきたす懸念もあることから、問題提起したものであり、改善策についての意見等をいただきたい。

総合評価落札方式入札における評価基準の改正について

- 総合評価落札方式で発注する専門工事の業種において、「災害時の協力体制」の評価基準を見直す。改正は、評価シート「土木工事(一般型)シート」の評価基準「③全県一区(3)」を追加する。

盛土規制法について

- 宅地造成等工事及び特定盛土等規制区域の指定に伴い、土地の形質の変更(盛土・切土)、土石の堆積(一次堆積)等が規制対象となる。公共工事の場合は、発注者がそれぞれを管轄する部署との協議が完了後に発注する。そのため、公共工事の本体(道路の盛土や河川の堤防など)については、受注者側が許可をとる必要はない。ただし、民間工事の場合は、これらの手続きが必要になる。

◆意見交換会

(1) 盛土規制法について

協会→中山間地域のは場整備の場合にも、各種許可や法面の角度30度等の対象になるのか教えていただきたい。



第8回意見交換会

宮建協

県 →規制区域内であれば対象となるが、発注者が許可する団体と事前に協議をした上で発注となる。そのため、受注者が全ての許可を取る必要はないと考えている。

協会→盛土規制法の基準に沿って設計した場合、農地の法面部分が増加し、耕地面積が少なくなることが予想される。そうなると、農家側が工事をしないといった状況も発生すると思うが、どのように考えているか教えていただきたい。

県 →今回の規制は、既存の公共施設等の構造基準までを否定するものではないと思っている。

協会→狭い現場内の仮置きスペースの対応が課題になると考えているが、どのように考えているか教えていただきたい。

県 →我々も同様に対応が厳しくなると予想している。そのため、仮置きスペース等も含めた施工計画を発注者側で立ててから、発注する必要があると考えている。令和7年度に向けて、来年から発注や設計のあり方を検討する。

協会→様々な課題や問題があると思うので、各方面に対しての意見交換会等の開催を検討していただきたい。

国や市の要請で残土の受入をしている業者もいるが、規制区域に指定されると、協力ができなくなる。対応等について教えていただきたい。

県 →残土については、現在のブル敷き均し程度迄をみるのではなく、締め固めまでを積算でみていく必要があると思っている。また、残土の受入を行っている土地所有者についても、今後は許可を受ける必要がでてくる。

公共工事で発注する際には、今迄は業者の裁量で行っていた仮置き等についても、考え方を変える必要がある。発注者側ができるのは、それらについて当初設計で入れておくことだと考えている。一方で、事業費の増加に伴う、各種課題や問題点については、国土交通省等への意見・要望を行っていききたい。

協会→災害対応等で残土を持って行く場所がないといった状況が発生してしまうと、災害復旧にも影響があるので、意見交換及び打合せ等をお願いしたい。

については、設計に入っていると説明されるが、他工事では詳細設計があり、土量等が既に算出してあるため同じ条件ではないと思うが、考え方を教えていただきたい。

県 →通常の工事の場合は、測量・設計した状態で発注となるが、受注後には各社において着工前測量を行い、図面と乖離がないか確認をしていると思う。その程度の確認については当然、経費は含まれている。一方で、河道掘削についてはどこまで経費としてみられているのかについては、今すぐ回答はできない。

協会→河道掘削の測量においては、木の伐採等が必要になり、確認だけの着工前測量とは異なっている。また、実際に測量業者に依頼していることもあり、費用も発生しているため、検討をしていただきたい。

県 →本件については、持ち帰って検討したい。

(2) 河道掘削の測量費用について

協会→河道掘削工事の場合については、標準断面と延長等で発注されている。そのため、受注者で測量を実施して土量等の数量を求めてから工事することになっているが、その測量費用について設計変更でみていただきたい。また、当該費用

3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
 (火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

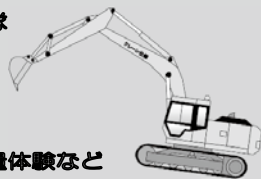
体験内容 ○青年隊概要説明

○施設案内

○建設機械試乗・測量体験など

○ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)

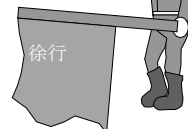


889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



宮建協

4. 令和5年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、今後ともその役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、他の業界同様、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていくためにも人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「業界のPR」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和5年度 放映日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和5年4月1日(土)から
令和6年3月30日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK U-dokiの放送帯(毎週土曜17:56～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和5年4月1日(土)から
令和6年3月30日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

《リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 都城志布志道路 宮崎10号吉尾地区改良工事 (ICT施工現場)
宮崎河川国道事務所
富岡建設(株)
- 宮崎県山之口総合運動公園 造成工事 (ICT施工現場)
宮崎県都城土木事務所
丸昭建設(株)
吉原建設(株)
- ICT関係 (ICT建機、レーザースキャナーほか)
(株)藤元建設
(株)大坪

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0118 第 3 号
雇 均 発 0118 第 9 号
開 発 0118 第 3 号
令 和 5 年 1 月 18 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和3年11月29日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和4年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和4年3月28日付け「2023（令和5）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和5年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 求人票の展示・公開時期等

令和5年度の安定所における取扱いはこちらのとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和5年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和5年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和5年2月1日以降とする。安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明するとともに、安定所では、令和5年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和5年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和5年4月1日以降に行うこととする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和5年度の大学等卒業予定者のニーズに応じてオンラインを活用するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和5年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和5年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2. 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

雇用改善

2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

4 文科初第2116号
職 発 0210 第 3 号
開 発 0210 第 3 号
令和 5 年 2 月 10 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
奈 尾 基 弘
(公印省略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和4年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和5年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和4年10月末現在。文部科学省調査）は76.1%と、新型コロナウイルス感染症の影響は薄まってはいるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和6年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和6年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和5年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については、令和5年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和5年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和6年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共業務についてのお願い（再周知）

厚生労働省及び国土交通省による、履行証明発行基準の改定並びに証明願に掛かる審査の厳正化の通達により、令和4年4月1日受付分より新基準での審査が開始されましたが、基準未達成により「履行証明書が発行できない」ケースが発生しております。

決算前に、次のことについて再確認をお願いいたします。

- ① 決算日時点で証紙残高がマイナス（不足）にならないよう、証紙の購入忘れ（元請企業からの受取漏れ）にご注意ください。
- ② 共済手帳の取扱い（証紙の貼付・更新・請求等）が適切に行われているかご確認ください。
- ③ 310円証紙（令和3年9月分迄の就労分に貼付）と320円証紙（令和3年10月分以降の就労分に貼付）の取扱いを適切に行ってください。（なお、現在310円証紙は販売しておりませんので、不足分がある場合は電子申請方式を導入し、掛金充当をしてください。）
- ④ 310円証紙については、建退共本部にて320円証紙に交換が可能です。交換を希望する際は事業本部HPをご覧ください。（証紙交換専用ダイヤル 03-4334-6408）

※詳細については、建退共宮崎県支部のHP（<http://kentaimitiyazaki.com/>）

→「加入・履行証明」→「“加入・履行証明の発行基準”はこちらをクリックしてください」をご確認ください。
また、加入・履行証明書の審査には時間を要するため、余裕を持った提出をお願いいたします。

2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて

電子申請方式の運用が開始され、当支部においても既に200社を超える企業で利用申込が完了しております。電子申請方式では、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携も可能となっており、今後の利用拡大が予想されます。ツールの操作方法等については、下記のコールセンターをご活用ください。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
12月末計	2,542	30,277
加 入	2	107
脱 退	2	87
1月末計	2,542	30,297

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
1月分	787	72	66,076,413	前月分	68,794
今年度累計 (2023年1月)	8,708	950	886,359,796	当年度計 累 計	646,205

技士会

1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に30名、2級に21名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和5年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和5年5月17日(水)～5月19日(金)

令和5年5月24日(水)～5月26日(金)

実力テスト講習会 2日間

令和5年6月8日(木)～6月9日(金)

二次検定講習 4日間

令和5年9月4日(月)～9月5日(火)

令和5年9月11日(月)～9月12日(火)

2級 一次検定講習 6日間

令和5年7月19日(水)～7月21日(金)

令和5年7月26日(水)～7月28日(金)

二次検定講習 2日間

令和5年8月7日(月)～8月8日(火)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和4年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業

受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



2. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和4年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月16日（水）で終了しました。本年度は4月から11月の計7回開催し、合計で151名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和5年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可

技士会

能となります。

なお、令和5年の予定は、下のとおりです。

日 程	場 所
令和5年 4月27日(木)	宮崎県建設会館
令和5年 5月15日(月)	〃
令和5年 6月15日(木)	延岡建設会館
令和5年 8月24日(木)	宮崎県建設会館

日 程	場 所
令和5年 9月21日(木)	都城建設会館
令和5年10月12日(木)	延岡建設会館
令和5年11月15日(水)	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,500万円以上（令和5年1月1日改正）を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

3. 令和5年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内

令和5年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研 修 名	開催予定日	受講 予定数	研 修 名	開催予定日	受講 予定数
公共事業実務研修（オンライン）	4月18日	95	3次元CAD研修【新規】	8月、10月に 各2回開催予定	120
土木施工管理研修（オンライン）	4月25日	95	建設ICT研修	8月31日～9月1日 10月26～27日	80
測量研修	5月16～17日	25	景観研修	9月5日	15
法面研修（オンライン）	6月28日	95	地質研修（オンライン併用）	9月7～8日	55
橋梁維持管理研修 （オンライン併用）	6月29～30日	75	建設キャリアアップシステム （CCUS）研修【新規】	9月26日	50
補強土壁研修（オンライン）	7月21日	95	コンクリート研修 （オンライン併用）	10月5日	65
舗装研修（オンライン併用）	7月27～28日	65	会計検査研修	10月20日	45
3次元測量データ処理研修 【新規】	8月、10月に 各2回開催予定	80	安全管理研修	11月2日	50
沿道修景研修	8月25日	50			

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組 合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額
-----	-------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)-440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

1. 令和4年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）

令和4年12月31日現在

○付きの番号は建設業で発生したもの

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
①	1月	激突され	掘削用機械	土木工事業	男	70代	12年	河川工事において、川の流れを変更するためのポリエチレンパイプ（1本あたり200～300kgを2本連結したもの）をドラグ・ショベルにより吊り上げていたところ、ドラグ・ショベルの運転者の上着の裾が旋回レバーに引っかかり意図せず右旋回し、振れたつり荷が近くにいた被災者の頭部及び顔面に激突した。
2	2月	激突され	立木等	その他の商業	男	70代	3年	被災者が立木をチェーンソーで伐木作業中、伐倒した立木が被災者に激突した。
③	2月	墜落・転落	建築物、構築物	土木工事業	男	40代	8年	河川工事において、敷設後のU字溝内の洗浄作業のため、被災者はホースを引っ張りながら河川沿いのコンクリート床面を移動していたところ、このコンクリート床が割れて1.45m下の河川内に墜落し、河川内の石に前頭部を打ち付けた。
4	3月	爆発	爆発性の物等	化学工業	男	20代	2年	膠化薬を製造する作業において、被災者が洗浄工室内で労働安全衛生法上の危険物（爆発性の物）を濾過槽から容器に払い出す作業を一人で行っていたところ、何らかの原因により洗浄工室内で爆発が発生し、洗浄室は消失、周辺建物等も損壊した。爆発後にDNA鑑定により被災者の死亡が確認された。災害発生時、洗浄室には約1.9tの爆発性の物が保管されていた。
⑤	4月	墜落・転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	建築工事業	男	40代	30年	マンションの修繕工事において、隣接する機械式駐車場のキャットウォーク（地上から高さ5.65m）にいた被災者が、何らかの原因で地上に墜落した。
6	5月	激突され	立木等	林業	男	30代	3年	皆伐現場において、チェーンソーによる伐木作業を行うため、被災者が伐採箇所周辺を徒歩で移動していたところ、立木にかかった状態の風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、この風倒木が倒れて被災者の腰部に激突した。
7	7月	その他	その他の起因物	社会福祉施設	非公表	非公表	非公表	新型コロナウイルス感染症にり患した。
8	7月	飛来、落下	その他の装置、設備	卸売業	女	40代	4年	スクラップの25tダンプの解体作業において、被災者がショック・アプソーバーの油圧シリンダーのネジ（全16本）をインパクト・ドライバーで14本外したところ、ショック・アプソーバーの内圧によりシリンダーを固定していた残りのネジ2本が破断し、シリンダーが飛んで、被災者の左顎下部に激突した。
9	8月	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	機械修理業	男	50代	16年	養鶏場内の給餌用機械の復旧作業において、飼料タンクまわりの配管内部から部品を引き出すため、この部品とフォークリフトをワイヤーロープで繋いだ後、後進して引っ張ろうとフォークリフトのエンジンをかけたところ、前方に急発進してフォークリフトの前方にいた被災者の両足が飼料タンクの基礎とフォークリフトの間に挟まれた。
10	8月	激突され	立木等	林業	男	70代	10年	皆伐現場において、チェーンソーでの伐木作業を一人で行っていた被災者が伐根付近の斜面に仰向けで倒れた状態で発見された。死因は胸部圧迫によるものであり、被災者が使用していたチェーンソーは倒れていた位置から約7.5m離れた場所に置かれていた。
⑪	8月	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	建築工事業	男	70代	22年	戸建て住宅（木造2階建て）の新築工事現場において、建て方の作業を行っていた被災者が2階床部分の梁上から3.18m下の基礎コンクリート上に墜落した。
12	8月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	30代	12年	皆伐現場において、谷下の伐倒木をプロセッサで引き上げて平坦な作業道に仮置きし、その伐倒木の元口をプロセッサの掴み機で掴みなおそうとプロセッサを走行させたところ、作業道の路肩から約28m下にプロセッサごと転落した。被災者は転落の途中で運転席から投げ出された。
13	9月	墜落、転落	はしご道	道路貨物運送業	男	40代	20年	自社の駐車場内に駐車されたトラックの傍で、被災者と脚立が地上に倒れた状態で発見された。被災者の周囲には放水したままのホースと、着用していたサンダルが落ちていた。保護帽はなかった。
14	9月	激突され	立木等	林業	男	70代	5年	皆伐現場において、被災者がチェーンソーを使用して伐木作業を行っていたところ、伐倒木（ヒノキ）がかり木となったが、これを放置して付近にある別の立木を伐倒していたとき、当該かり木が外れて落下し、被災者に激突した。
15	10月	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	一般機械器具製造業	男	40代	16年	客先倉庫の屋根材の材質調査のため、同倉庫の屋根に上った被災者が、屋根（スレート材）を踏み抜き11.75m下のコンクリート床に墜落した。
16	10月	墜落、転落	掘削用機械	林業	男	60代	21年	ドラグ・ショベルを用いて、台風の影響で山林内の作業路に生じた崩土等を取り除く作業を行っていた被災者が、作業路の路肩から約50m下の法面に倒れた状態で発見された。被災者はこの作業を一人で行っていた。被災者が倒れていた法面のさらに下ではドラグ・ショベルが発見されており、作業路の路肩からドラグ・ショベルごと転落して被災者が途中で車外へ投げ出されたものと推定される。
17	11月	はさまれ、巻き込まれ	コンベア	木材・木製品製造業	男	40代	14年	丸太を製材した後の端材を搬送するチェーンコンベアにおいて、コンベアの歯車に作業服が巻き込まれて引っ張られた状態の被災者が発見された。
18	12月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	道路貨物運送業	男	40代	2年	運行中のトラック運転者が、村道の拡幅区間において木材を積んだ大型牽引自動車と被牽引車の連結具の間に挟まれている状態で発見された。被災者は車両の連結作業を一人でしており、車両は進行方向に7～8度の上り傾斜に停車していた。

宮崎県の建設業における死亡災害は、令和4年は4名（令和3年は4名）と依然として高い発生状況です。

死亡災害をなくすため、安全対策の徹底をさらにお願いたします。

建防災

2. お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ (厚生労働省からのお知らせ)

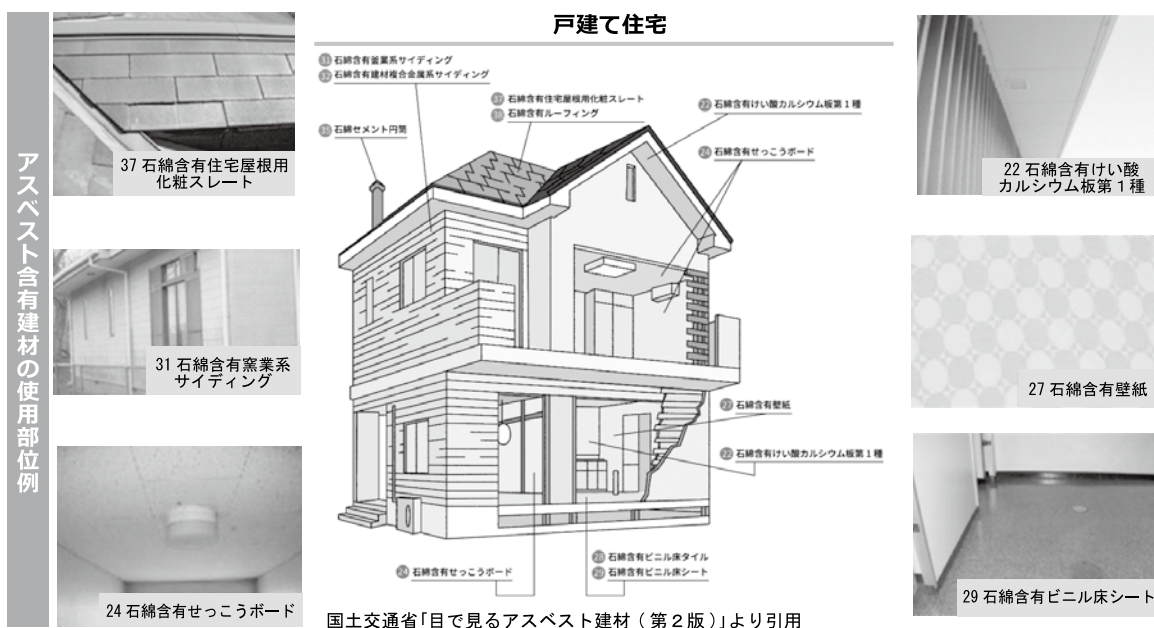
お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！
～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成 18 年（2006 年）9 月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

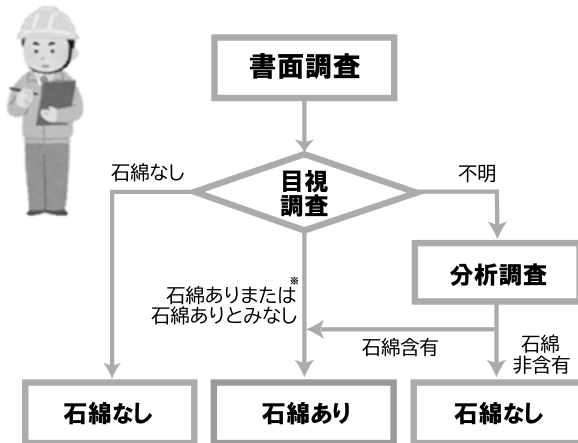
こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さまも、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。



建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	◆ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮すること ◆ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮すること
費用負担および工期への配慮	◆ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	◆ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出すること

《事前調査の流れ》



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



＜石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例＞

- 書面調査
- 現地調査
- 裏面確認調査
- 分析調査
- 総合調査報告書
- 諸経費（交通費他）

＜適正な工事業者を選定するために＞【参考】

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事業者を選ぶため、以下のような事項を工事業者に確認することも重要です。

- ◆ 仮見積り段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていることを確認**する、石綿（アスベスト）の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか確認します。
- ◆ 本見積り（アスベスト調査結果後）の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めます。石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写しを求めます**。※発注者は、これとは別に、**自治体への特定粉じん排出等作業実施届出**が必要です。
- ◆ 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出**を求めます。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**を行う必要があります。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。

火薬協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

令和5年度の火薬類取扱保安責任者（甲種、乙種）試験、丙種火薬類製造保安責任者試験は、下記の日程で実施されます。

- 願書受付 令和5年6月20日（火）から6月29日（木）まで
- 試験日 令和5年9月3日（日）
- 試験場所 宮崎市清武町今泉丙2559-1
宮崎県建設技術センター（宮崎県産業開発青年隊）

受験用の試験対策参考書（完全対策）は、すでに入荷予定しています。必要な方は協会に連絡ください。

※ 令和5年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト） 3,500円

試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備します。

（5月末には、各地区協会に送付予定です。）

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込みください。

2. 受験養成講習会の開催について （火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

- 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室
- 開催月日 令和5年7月31日（月）～ 一般火薬学
8月1日（火）～ 法令

※ 両日とも午前9時から午後4時30分まで

- 受講料 会員事業所 15,500円 非会員事業所 18,500円
（受講料には、使用テキスト代を含んでいます。）

※ 養成講習会は、事前申込みが必要です。

なお、講習会の受講を申し込む方で事前に使用するテキストが必要な方は、申し込みの際その旨連絡ください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和4年度	316	59.6	7,690	▲ 17.6	3,342	▲ 6.2	122,035	▲ 14.2
令和3年度	198	▲ 16.8	9,338	64.5	3,563	▲ 6.6	142,292	▲ 5.2
令和2年度	238	49.7	5,677	▲ 16.1	3,815	▲ 1.7	150,092	18.7
令和元年度	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

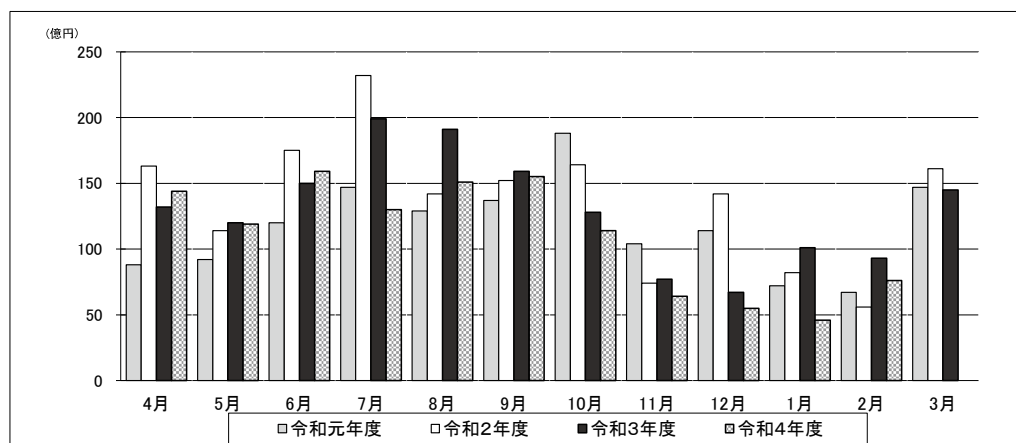
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	32	128.6	3,038	57.2	248	▲ 13.0	24,227	▲ 39.0
独立行政法人等	5	66.7	237	▲ 90.0	25	▲ 3.8	4,224	▲ 27.4
県	81	▲ 17.3	2,578	▲ 26.8	1,200	▲ 12.8	49,706	▲ 2.6
市町村	198	144.4	1,835	34.4	1,851	0.1	41,455	▲ 4.5
その他	0	—	0	—	18	▲ 30.8	2,420	4.2
計	316	59.6	7,690	▲ 17.6	3,342	▲ 6.2	122,035	▲ 14.2

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	27	3.8	1,798	▲ 45.7	611	▲ 7.1	30,846	▲ 6.4
日 南	21	31.3	1,187	1.7	226	▲ 15.7	10,082	▲ 33.6
串 間	8	166.7	170	68.6	117	▲ 21.5	2,758	▲ 34.3
都 城	42	180.0	1,751	185.6	411	2.5	18,504	▲ 18.4
小 林	29	0.0	301	▲ 70.3	326	▲ 10.4	11,846	21.3
高 岡	4	▲ 55.6	30	▲ 84.6	130	▲ 0.8	2,676	6.2
西 都	24	60.0	509	▲ 25.9	202	▲ 9.8	3,845	▲ 49.3
高 鍋	7	▲ 22.2	188	▲ 48.4	155	▲ 21.3	8,817	▲ 39.0
日 向	68	44.7	687	▲ 4.8	504	0.2	11,010	▲ 14.1
延 岡	26	85.7	702	2.7	322	▲ 5.3	15,417	19.9
西臼杵	60	300.0	363	▲ 23.3	338	3.0	6,230	▲ 14.4
計	316	59.6	7,690	▲ 17.6	3,342	▲ 6.2	122,035	▲ 14.2

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

契約締結 → 工期 → 竣工

前払金 **40%** → 中間前払金 **20%** 受取可能!

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>

3. 電子保証のご案内

令和5年4月1日より **宮崎県** で運用開始

電子保証のご案内



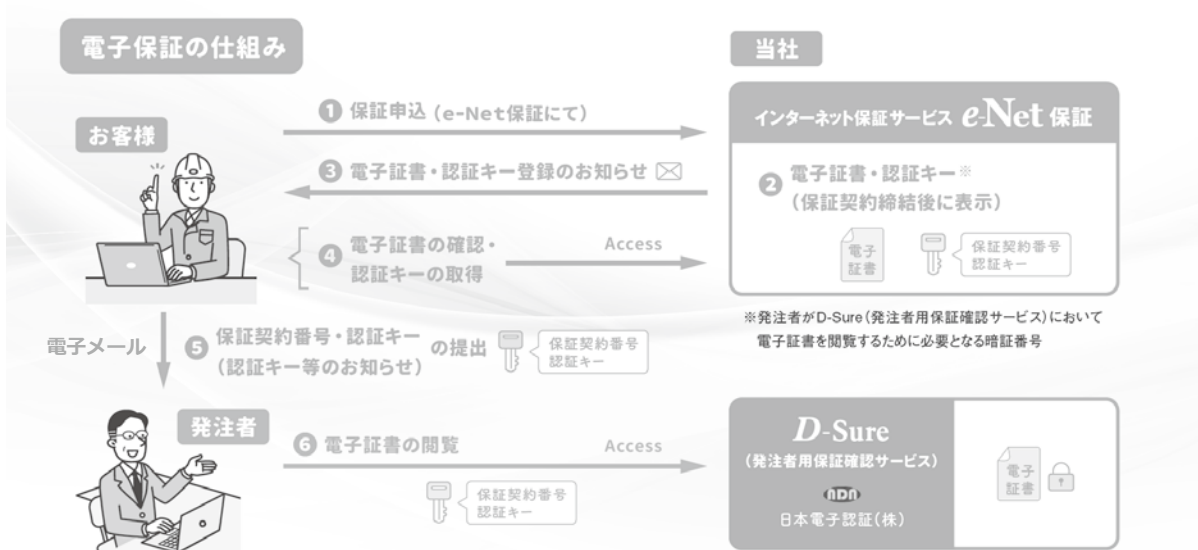
Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは	書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
ご利用の要件	お客様が「e-Net保証」を利用し保証申しいただくこと
対象案件	令和5年4月1日以降に宮崎県と契約する 工事および建設コンサルタント業務
対象の保証証書	前払金保証、中間前払金保証、契約保証

AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

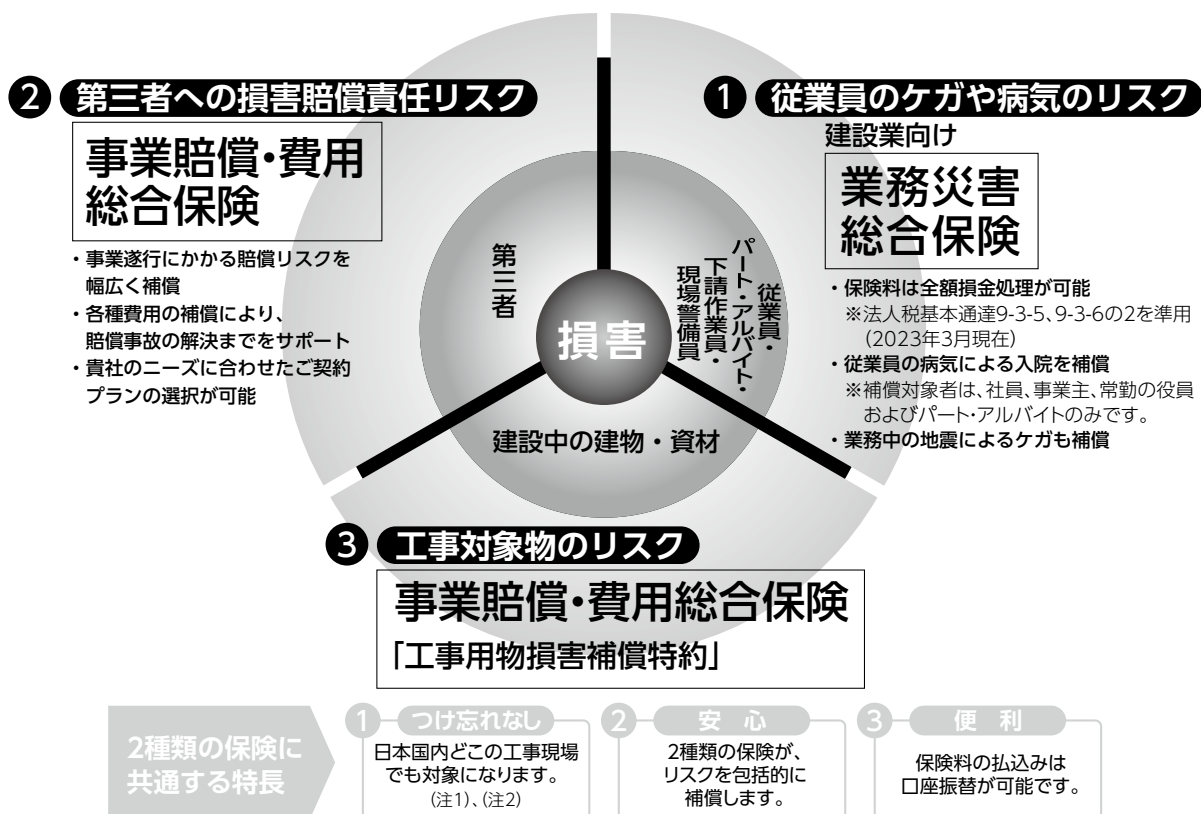


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。



(注1)事業賠償・費用総合保険の「工事用物損害補償特約」では、土木工事等、工事の種類によっては対象とならない工事もございます。
(注2)業務災害総合保険では、工事の種類によっては対象とならない工事もございます。

- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2023年2月現在の内容です。)
詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店(担当:藤川・飯倉)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3411

(D-006429)

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

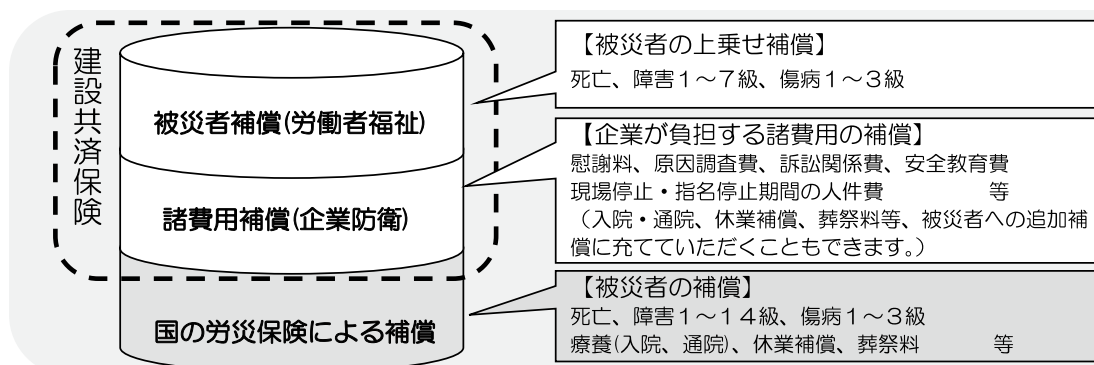
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

知ってほしい、より安心の制度。

掛金負担
が軽減

契約者割戻金制度
がスタート
(令和4年4月より)

手厚い補償

保険金区分合計
最高5,000万円

労働者と
企業の
リスクをカバー

今すぐ、ご加入を!

制度が変わって、安心充実。

法定外労災補償制度

建設共済保険

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>